

事務連絡
令和3年4月12日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課御担当者 殿

国土交通省道路局高速道路課

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置の一部改正について

標記割引措置については、申請手続等に関して種々の御協力をいただいているところですが、この度、有料道路事業者から、スマートフォンアプリによる障害者手帳情報を表示した画面の呈示により、障害者手帳呈示の代替とすることを可能とするため、「有料道路における障害者割引措置実施要領」の一部改正する旨連絡がありました。

そのため、市区町村における手続等に変更が生じるものではありませんが、令和3年4月16日より上記の取扱いが開始されますので、関係者への周知等につき御協力いただくようお願いいたします。